

(案)

堺市立健康福祉プラザ指定管理者協定書

< 支払協定書 >

目 次

第1条（目的）

第2条（指定管理料）

第3条（修繕費に係る経費の取扱い）

第4条（指定管理料の変更）

第5条（指定管理料の支払）

第6条（協定の変更）

第7条（疑義の取扱い）

堺市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に堺市立健康福祉プラザの管理に関して締結した基本協定（締結日以後に変更したものを含む。以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する施設（以下「管理施設」という。）の指定管理料の支払いに関する協定（以下「支払協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この支払協定は、管理施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（指定管理料）

第2条 甲は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの期間における管理施設の運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。

- (1) 指定管理料総額 ￥ 円
- (2) 前号の指定管理料のうち、修繕費に係る経費は ￥ 円とする。
- 2 前項第1号の指定管理料（ただし、前項第2号の経費を除く。）について、各会計年度における支払額は別表1のとおりとし、乙は、年4期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。
- 3 第1項第1号の指定管理料のうち、第1項第2号の修繕費に係る経費について、乙は、毎年度概算払いとして甲に請求するものとする。

（修繕費に係る経費の取扱い）

第3条 前条第1項第2号の経費について、甲は、乙の請求により地方自治法施行令第162条第6号の規定により概算払をすることができることとし、毎年度終了後速やかに精算を行い、その結果残額が生じたときは、乙は残額を甲に返納することとする。

- 2 毎年度、乙が行う修繕の合計金額が ￥ 円を超える見込みとなった場合は、乙は速やかに甲に報告するものとし、甲、乙協議の上、指定管理料を変更することができる。

（指定管理料の変更）

第4条 甲は賃金スライド制度に基づき指定管理料の変更の必要が生じたときは、前条に定める指定管理料を変更することができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項のほか経済状況等の著しい変動その他の特別な事由により、第2条に定める指定管理料が不適当となった場合には、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し入れることができるものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の申し入れを受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 4 指定管理料の変更の可否や、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第5条 乙は、甲に対して第2条第2項及び第3項の規定により指定管理料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に指定管理料を支払わなければならない。

（協定の変更）

第6条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の取扱い)

第7条 基本協定において支払協定で定めるとしたもので、この支払協定に定めのない事項又はこの支払協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この支払協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	堺市堺区南瓦町3番1号	
	名 称	堺 市	
	代表者	堺 市 長 永 藤 英 機	印

乙	住 所		
	名 称		
	代表者		印

	第 1 期分 (○月)	第 2 期分 (○月)	第 3 期分 (○月)	第 4 期分 (○月)	合計
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円